

鳥栖市建設工事簡易型条件付一般競争入札試行に係る実施要領

(目的)

第1条 この要領は、簡易型条件付一般競争入札の試行に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「簡易型条件付一般競争入札」とは、発注までの期間の短縮及び入札参加資格確認申請の際の資料の軽減と併せ、落札者決定後に予定価格及び最低制限価格の公表を行う入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 鳥栖市が発注する建設工事で設計金額が次に定める額のうち、一部について簡易型条件付一般競争入札を実施する。

- (1) 土木一式工事 設計金額が35,000,000円未満
- (2) 建築一式工事 設計金額が70,000,000円未満
- (3) その他の工事 設計金額が15,000,000円未満

(入札公告)

第4条 入札公告は鳥栖市契約事務規則(昭和39年規則第21号)第2条第2項の規定により行うとともに、ホームページへの掲載も併せて行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、次に掲げる事項について入札公告で定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により決定を受けている当該工事の業種に係る能力等級
- (2) 鳥栖市入札参加資格審査において契約権限を有していると認められる本店等の住所

2 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に規定する者
- (2) 鳥栖市から指名停止措置を、入札公告の日から入札の日まで受けている者
- (3) その他入札参加が不相当であると認める者

(入札参加資格確認申請等)

第6条 入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入札公告の日の翌日から起算して5日以内に、入札参加資格確認申請書(様式

第1号。以下「申請書」という。)及びその他必要と認める入札公告で定める書類等を一部提出するものとする。

(入札参加資格の確認等)

第7条 入札参加資格確認申請書等により申請者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格のない者へは入札公告で定める期限までに電話によりその旨を連絡する。ただし、入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札参加資格の喪失)

第8条 入札参加資格を有する者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(入札説明書等の公表)

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、金抜設計書及び図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、入札公告後速やかに公表するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 申請者は、前条の規定により公表している情報の内容について、申請書等の提出期限の翌日から起算して次の各号に掲げる日までに書面により質問をすることができる。

- (1) 見積期間が15日以上の場合は、7日間
- (2) 見積期間が15日未満の場合は、5日間

2 前項の質問の回答は、全ての申請者に速やかに行うものとする。

(入札)

第11条 入札は、次のとおり行う。

- (1) 提出方法 郵便で行うこと。
- (2) あて先 〒841-8511
鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市役所総務部契約検査課

(3) 提出書類

ア 入札書(鳥栖市契約事務規則別表第2様式第1号)

イ 工事費内訳書(会社名及び代表者名を記載し、押印すること。)

(4) 入札書の日付は、第13条第2項に規定する開札の日を記載すること。

(5) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税者であるか免税者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(6) 入札書は、入札金額、工事名、工事場所、開札日、会社住所、会社名、

代表者氏名等必要事項を記載し、使用印鑑として鳥栖市に届出をした印鑑を押印すること。

(7) 入札書及び工事費内訳書は、当該工事の工事名と会社名を記入した封筒（以下「中封筒」という。）に入れ、のり付けして封印すること。

(8) 中封筒は、入札書在中と記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れて郵送すること。

(9) 中封筒及び外封筒は、各自の封筒を使用すること。

（郵便の種類）

第12条 郵便の種類は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とする。

（開札）

第13条 入札の開札は、一般公開とする。

2 開札を行う日時及び場所は、入札公告で定める。

3 開札の立会人は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

（入札保証金）

第14条 入札保証金は、免除とする。

（予定価格及び最低制限価格）

第15条 予定価格及び最低制限価格は、落札者決定後に公表するものとする。

（入札の無効）

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 明らかに不正行為によると認められる入札

(3) 入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れていない入札

(4) 中封筒に記入している工事名と入札書又は工事費内訳書の工事名が異なる入札

(5) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が異なる入札

(6) 入札公告で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

(7) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載がある入札

(8) 一の入札について同一の入札参加者が2以上行った入札

（落札者の決定）

第17条 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内の最低価格入札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(契約保証金)

第18条 契約保証金は、鳥栖市契約事務規則の規定による。

(入札結果の公表)

第19条 落札者決定後速やかに、工事名、入札額、落札者名、予定価格、最低制限価格等について、総務部契約検査課において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公表する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う入札から適用する。

様式第 1 号

入札参加資格確認申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告がありました下記の工事に係る簡易型条件付一般競争入札参加資格について確認していただきますように、必要書類等を添えて申請します。

なお、この入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 資格確認申請書類
 - (1)名称（その他必要と入札公告で定めた書類）